

新潟市乳児一般健康診査及び精密健康診査実施要綱

(目的)

第1条 母子保健法第13条の規定により実施される乳幼児の健康診査の一層の徹底を図るため、市で実施するもののほか、一般健康診査及び精密健康診査について市長が委託した医療機関（以下「医療機関」という。）で行うこととし、もって乳幼児の保健管理の向上を図ることを目的とする。

(健康診査の普及徹底)

第2条 市長は本制度の円滑な実施を図るため、医師会等の協力を得て行う。

2 市長は、対象者を的確に把握するように努めること。

(実施対象者)

第3条 新潟市に住所を有する乳児、1歳6か月児、3歳児とする。ただし、市長が別途定める場合はこの限りでない。

(受診票の交付)

第4条 市長は、妊娠届を受理し母子健康手帳を交付する際に、健康診査の趣旨・内容及び利用方法等を十分説明し、「新潟市 乳児一般健康診査受診票」（以下「一般健診受診票」という。）を交付するものとする。

2 妊婦及び乳児が他市町村から転入し、既に他市町村の受診票交付を受けている場合は、当市助成回数2回から他市町村で既に受けた助成回数を除いた分の一般健診受診票（枚数）を交付する。

3 一般健康診査等の結果、精密健康診査を要すると認められた者については、精密健康診査受診票交付申請書（以下「申請書」という。）により市長に申請するよう指導する。

4 市長は、申請を受理したときは、精密健康診査を要するものであることを確認のうえ乳児精密健康診査受診票または1歳6か月児精密健康診査受診票もしくは、3歳児精密健康診査受診票（以下「精密健診受診票」という。）を交付する。

5 市長は、精密健診受診票の交付状況を明確にしておくため、精密健康診査受診票交付台帳を備え付け、交付の都度記載し整理すること。

6 受診票の再交付は、原則行わないものとする。ただし、やむをえない事情があると認められる場合には、再交付することができる。

7 乳児、1歳6か月児または3歳児の保護者は一般健診受診票または精密健診受診票を医療機関に提出してそれぞれの健康診査を受けるものとする。

(依頼票及び結果票の交付)

第5条 市長は、精密健康診査を要するものについて、診察所見を記入のうえ精密健康診査依頼票（以下「依頼票」という。）を交付する。

2 乳児，1歳6か月児または3歳児の保護者は依頼票を医療機関に提出して精密健康診査を受けるものとする。

(健康診査の実施)

第6条 新潟市乳児一般健康診査及び精密健康診査（以下「本制度による健康診査」という。）は、市長が委託した医療機関で行うものとする。

2 本制度による健康診査は、乳児一般健康診査，乳児精密健康診査，1歳6か月児精密健康診査及び3歳児精密健康診査とする。

3 前項による健康診査の回数は、次のとおりとする。

①乳児一般健康診査及び乳児精密健康診査については、それぞれ2回以内とする。

②1歳6か月児精密健康診査及び3歳児精密健康診査については、それぞれ1回とする。

4 本制度による健康診査の実施に必要な帳票類については、別に定める。

5 医療機関は、乳児，1歳6か月児または3歳児の保護者から提出される一般健診受診票または精密健診受診票及び依頼票により、乳児，1歳6か月児または3歳児が第3条に規定する者であることを確認のうえ、健康診査を実施する。

6 医療機関は、健康診査実施結果について乳児，1歳6か月児または3歳児の保護者に説明するとともに必要に応じて医療・指導・調整等、乳児，1歳6か月児または3歳児の健康管理向上を図るものとする。

7 医療機関は、健康診査を実施した場合には、一般健診受診票または精密健診受診票の所定欄に健康診査の検査結果及び診察所見等記載し、請求原票として使用する。

8 医療機関は、精密健康診査の結果を精密健康診査結果票に記入のうえ返信封筒により市長（各区役所健康福祉課）あて返送するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乳児一般健康診査について医療機関が市長に請求することのできる額は、別に定める金額とする。

2 精密健康診査について医療機関が市長に請求することのできる額は、医療費から医療保険各法の規定する保険の給付及びその他法令等により国又は地方公共団体が負担する額を控除した額とする。

3 医療機関が本制度による健康診査を行った場合、一般健診受診票，精密健診受診票および請求書（様式第1号）を翌月20日までに市長（こども家庭課）あてに提出するものとする。ただし、新潟市医師会に加入の医療機関は、新潟市医師会の定

める期限までに新潟市医師会に提出する。

- 4 市長は、県内医療機関等から一般健診受診票、精密健診受診票および請求書（様式第1号）が提出されたときは、その内容を審査のうえ遅滞なく当該医療機関等に支払うものとする。ただし、新潟市医師会に加入の医療機関へは、新潟市医師会を經由して支払うものとする。

（事後指導について）

第8条 健康診査の結果、事後指導を要する者については、当該医療機関等と連絡を密にし、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、新潟市乳児一般健康診査及び精密健康診査実施要綱の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和3年4月1日より施行する。

経過措置

2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式による書類については、当分の間これを使用することができる。

様式第1号

請求書

金額		百万		千		円
----	--	----	--	---	--	---

(金額はアラビア数字で頭部に¥をつけ訂正しないで下さい)

区分	件数	単価	請求金額	備考
妊婦健康診査	初回	件	円	
	初回 (子宮頸がん検診なし)			
	2回目			
	3回目			
	4回目			
	5回目			
	6回目			
	7回目			
	8回目			
	9回目			
	10回目			
	11回目			
	12回目			
	13回目			
14回目				
乳児一般健康診査	3か月頃			
	10か月頃			
乳児精密健康診査				
1歳6か月児精密健康診査		/		
3歳児精密健康診査		/		
計				

上記の金額を請求します。

年 月 日

委託医療機関等
住所
名称
代表者名

(宛先) 新潟市長

振込銀行	銀行 支店
口座番号	普通当座
(カタカナ) 口座名義人	
連絡先	() 担当者名

注意 請求内容として、所見等を記載した「新潟市 妊婦健康診査受診票及び、子宮頸がん検診受診クーポン券」を添付すること。